

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

北九州市長

## 公表日

令和3年10月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法、同法施行令に基づく資格、保険料免除申請等の届出の受理及び裁定請求の受理、特別障害給付金支給法に係る事務並びに年金生活者試験給付金法(平成29年4月1日施行予定)を法定受託事務として行う。 ①届出の受理及び報告 ②裁定請求(福祉年金を含む)の受理、事実の審査(第1号被保険者期間を有する場合のみ) ③保険料免除、学生納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ④障害基礎年金改定請求の受理 ⑤任意加入の申出の受理及び事実の審査、任意脱退申請の受理 ⑥被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査 ⑦特別障害給付金の申請の受理 ⑧年金生活者支援給付金申請の受理
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 31の項 83の項 85の項、北九州市個人番号利用に関する条例別表第2の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局健康医療部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8510 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月12日	事務の概要	<p>国民年金法、同法施行令に基づく資格、保険料免除申請等の届出の受理及び裁定請求の受理並びに特別障害給付金支給法に係る事務を法定受託事務として行う。</p> <p>①届出の受理及び報告            ②裁定請求(福祉年金を含む)の受理、事実の審査(第1号被保険者期間を有する場合のみ)            ③保険料免除、学生納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査            ④障害基礎年金改定請求の受理            ⑤任意加入の申出の受理及び事実の審査、任意脱退申請の受理            ⑥被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査            ⑦特別障害給付金の申請の受理</p>	<p>国民年金法、同法施行令に基づく資格、保険料免除申請等の届出の受理及び裁定請求の受理、特別障害給付金支給法に係る事務並びに年金生活者試験給付金法(平成29年4月1日施行予定)を法定受託事務として行う。</p> <p>①届出の受理及び報告            ②裁定請求(福祉年金を含む)の受理、事実の審査(第1号被保険者期間を有する場合のみ)            ③保険料免除、学生納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査            ④障害基礎年金改定請求の受理            ⑤任意加入の申出の受理及び事実の審査、任意脱退申請の受理            ⑥被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む)の受理及び事実の審査            ⑦特別障害給付金の申請の受理            ⑧年金生活者支援給付金申請の受理</p>	事前	
平成28年5月12日	Ⅱ-1評価の対象事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
平成28年4月1日	I-5-①部署	保健福祉局保険医療部保険年金課	保健福祉局健康医療部保険年金課	事前	
平成28年4月1日	I-5-②所属長	保険年金課長 末若 明	保険年金課長 花田 隆一	事前	
平成29年6月7日	I-1-③	国民年金システム	国民年金システム、宛名管理システム		
平成29年6月7日	I-3	北九州市個人番号の利用に関する条例	北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の15項		